

交渉情報	NO.98	信越支社郵便事業本部 総務部
JP労組 信越地方本部	2013年4月26日	添付資料:2枚

郵便関係手当の基準物数の設定について

信越支社郵便事業本部総務部は、本日（4月26日）「郵便関係手当の基準物数の設定」について地方本部に説明してきました。

標記の趣旨は、郵便区分能率向上手当及び郵便配達能率向上手当の支給基準となっている基準物数を平成24年度用に設定するものです。

対象局は旧集配センターを含む全局とし、適用日は平成25年4月1日（月）となります。

基準物数の算出は、郵便内務については平成24年9月・10月・11月期の業務運行記録表から水曜・木曜・金曜日の差立・配達区分の処理物数と労働時間によって1時間当たりの区分物数が設定されています。

郵便外務については同時期の業務運行記録表から配達物数と労働時間によって算出されており、1分当たりの配達物数で示されています。（例－新潟中央局 101区：450分×3.31＝1,490通）

なお、超過勤務をしても基準物数を10%以上、上回っていれば支給対象となります。（例－新潟中央局 101区：1,490通×1.1＝1,639通）

手当額については、郵便区分能率向上手当（内務）は180円/日、郵便配達能率向上手当（外務）は240円/日であり、支給額は一月につき最高13日となっています。

また、地方交渉が4月下旬になったことについて、5月支給に向けた計画担当者の業務煩瑣が想定されますが、作業的にはソフトの基準物数値を変更することで容易に対応できるとしています。